

事務連絡
令和8年3月31日

各障害福祉サービス事業所等運営事業者様
各障害児通所支援事業所等運営事業者様
※松江市内でのみ事業所等を運営する事業者を除く

島根県健康福祉部障がい福祉課
(指導給付係)

「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに
事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」について

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和8年度の処遇改善加算の取扱いについて、下記のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

記

1. 「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」(厚生労働省及びこども家庭庁通知)

別添のとおり

2. 提出物及び提出〆切(令和8年4、5月及び6月以降分)

提出物:別紙様式2(処遇改善計画書)

提出〆切:令和8年4月15日(水) 期限厳守

※令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス(地域相談支援)のみを運営する法人については、提出〆切を令和8年6月15日(月)とします。

※令和8年7月以降の加算申請については、加算を算定する月の前々月末日までにご提出ください。

※松江市内でのみ事業所等を運営する事業者は、松江市にご提出ください。

※加算を新たに算定する場合、もしくは加算区分が変更になる場合(例:加算Ⅳ→加算Ⅱ)は、計画書とあわせて「体制に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」をご提出ください。

※令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス(計画相談支援、障害児相談支援)について処遇改善加算を算定する場合は、指定を受けている市町村に「別紙様式2(処遇改善計画書)」「体制に関する届出書」「体制等状況一覧表」を提出する必要があります。

3. 提出先

下記メールアドレスあてに提出してください。

syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp

4. 制度に関する問い合わせ先（厚生労働省相談窓口）

処遇改善加算について、障害福祉サービス事業所・施設等からのお問い合わせ対応がされております。ご質問等がございましたら以下の連絡先にお問い合わせいたします。

・福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

5. その他

処遇改善計画書の様式、上記1の国通知等については、県HPに掲載しておりますので、県HPから取得してください。

【県ホームページURL】

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syogai/jigyousya/syogaiservice/r8syogu.html>

島根県健康福祉部障がい福祉課

指導給付係 担当：小倉

TEL:0852-22-5239 FAX:0852-22-6687

e-mail:syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp